

旭川工業高等専門学校教務委員会規程

制定	昭和38. 4. 1	
改正	昭和46. 4. 1 達第14号	昭和56. 3. 5 達第3号
	平成6. 2. 22 達第19号	平成7. 12. 20 達第15号
	平成11. 4. 1 達第7号	平成12. 2. 8 達第24号
	平成16. 2. 10 達第5号	平成17. 4. 1 達第19号
	平成23. 3. 18 達第21号	平成27. 3. 20 達第24号
	平成28. 3. 24 達第25号	平成29. 3. 23 規則第25号

旭川工業高等専門学校教務委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第30条第3項に基づき、旭川工業高等専門学校教務委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる本校の教務に関する重要事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 教育計画及び授業時間の編成に関すること。
- (3) 学校行事に関すること。
- (4) 学生異動に関すること。
- (5) 試験及び学業成績に関すること。
- (6) 出欠席の取扱いに関すること。
- (7) 指導要録の作成に関すること。
- (8) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (9) 教育内容、授業内容及び教育方法等の改善に関すること。
- (10) 教員の資質向上のための企画及び調査研究に関すること。
- (11) 研究生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生の受入れ等に関すること。
- (12) その他教務に関する重要事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 教務主事
- (2) 専攻科長
- (3) 教務主事補
- (4) 専攻主任
- (5) 学生課長
- (6) 校長が指名する者 若干人

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教務主事、副委員長は専攻科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集して議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(代理出席)

第6条 委員長は、第3条第6号の委員が委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、教務に関する専門的事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して必要な事項は、別に定める。

(報告)

第9条 委員長は、委員会における審議結果を総括し、校長に報告する。

(事務)

第10条 委員会の事務に関することは、学生課が処理する。

附 則

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46. 4. 1 達第14号)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56. 3. 5 達第3号)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成6. 2. 22 達第19号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7. 12. 20 達第15号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11. 4. 1 達第7号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12. 2. 8 達第24号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 2. 10 達第5号)

この規程は、平成16年2月10日から施行する。

附 則 (平成17. 4. 1 達第19号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23. 3. 18 達第21号)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 旭川工業高等専門学校外国人留学生委員会規程 (平成17年旭高専達第20号) は、廃止する。

附 則 (平成27. 3. 20 達第24号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 旭川工業高等専門学校教育課程等検討部会要項 (平成23年達第22号) は、廃止する。

附 則 (平成28. 3. 24 達第25号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29. 3. 23 規則第25号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。